

鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 5 月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第43号

鳥取県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県道路占用料徴収条例（昭和28年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後					改正前																																																														
<p>（占用料の減免）</p> <p>第3条 知事は、道路の占用が次の各号の一に該当する場合は、占用料を減免することができる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）地方財政法（昭和23年法律第109号）<u>第6条</u>に規定する公営企業のため占用するとき</p> <p>（3）及び（4）略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="3">区分</th><th rowspan="3">単位</th><th colspan="4">占用料</th></tr><tr><th colspan="4">金額</th></tr><tr><th colspan="2">非課税とされる占用</th><th colspan="2">非課税とされる占用以外の占用</th></tr><tr><th>市の区域</th><th>町村の区域</th><th>市の区域</th><th>町村の区域</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="5">略</td></tr><tr><td>政令第7条第9号に掲げる器具</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>					区分	単位	占用料				金額				非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	略					政令第7条第9号に掲げる器具	略					<p>（占用料の減免）</p> <p>第3条 知事は、道路の占用が次の各号の一に該当する場合は、占用料を減免することができる。</p> <p>（1）略</p> <p>（2）地方財政法（昭和23年法律第109号）<u>第6条第1項</u>に規定する公営企業のため占用するとき</p> <p>（3）及び（4）略</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th rowspan="3">区分</th><th rowspan="3">単位</th><th colspan="4">占用料</th></tr><tr><th colspan="4">金額</th></tr><tr><th colspan="2">非課税とされる占用</th><th colspan="2">非課税とされる占用以外の占用</th></tr><tr><th>市の区域</th><th>町村の区域</th><th>市の区域</th><th>町村の区域</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="5">略</td></tr><tr><td>政令第7条第8号に掲げる器具</td><td>略</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>					区分	単位	占用料				金額				非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用		市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域	略					政令第7条第8号に掲げる器具	略				
区分	単位	占用料																																																																	
		金額																																																																	
		非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用																																																															
市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域																																																																
略																																																																			
政令第7条第9号に掲げる器具	略																																																																		
区分	単位	占用料																																																																	
		金額																																																																	
		非課税とされる占用		非課税とされる占用以外の占用																																																															
市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域																																																																
略																																																																			
政令第7条第8号に掲げる器具	略																																																																		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。